

国民健康保険(国保)の健全な運営に協力ください

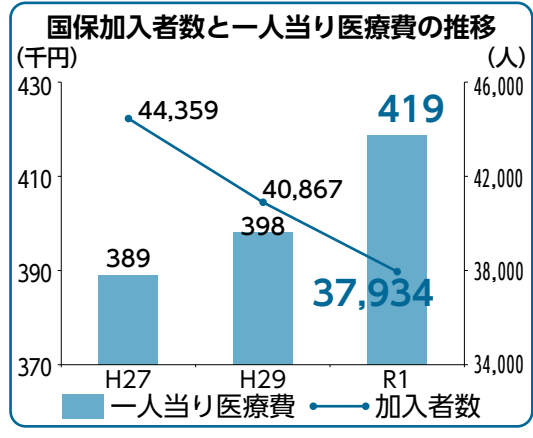
国保は、病気やけがをしたときに、医療費などの負担を軽くするため、全ての加入者がお金を出し合って、互いに助け合う制度です。今回は、国保の運営に大きな影響を与える医療費の現状や、国保税の状況について紹介します。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127

増え続ける医療費

国保の加入者数が年々減少する一方で、国保加入者の高齢化や医療技術の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

令和元年度の1人当たりの医療費は約41万9千円となっています。



医療費の抑制のために

◎定期的な健康診断の受診

特定健診や人間ドックなどを定期的に受診し、病気の早期発見や早期治療を心掛けましょう。

◎医療費通知書の確認

市は、治療にかかった医療費額を年6回通知しています。自己負担額を確認して、医療費に対する関心を高めましょう。

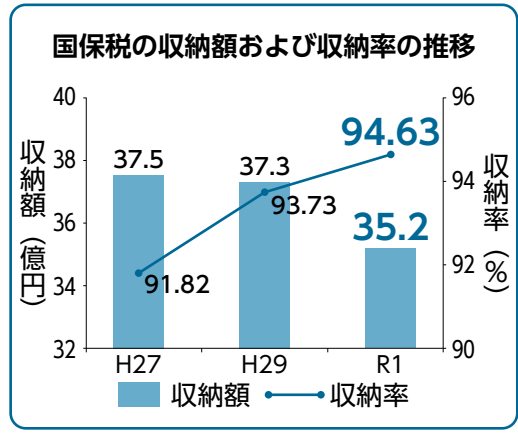
◎ジェネリック医薬品の利用

新薬に比べて価格が安いため、支払う代金の軽減や医療費全体の抑制にもつながる「ジェネリック医薬品」を利用しましょう。

※ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分で作られていて、同等の効果があります。また、味や臭いの改善、保存性の向上など、さらに工夫されたものもあります。

国保税の収納率・収納額

国保税の収納率は年々上昇していますが、令和元年度は94.63%で、過去最高の収納率を達成。しかし、加入者数の減少に伴い、収納額は減少傾向にあります。



国保税確保と税負担の公平性を保つための取り組み

◎夜間窓口の設置

毎週木曜日(祝日を除く)に、19時まで時間を延長して、納税相談を行っています。

◎納税お知らせセンターを開設

センターでは滞納者に直接電話で納付を促します。

◎財産調査・差し押さえによる滞納処分

滞納者に対して、財産調査に基づいて、預貯金など財産の差し押さえを行っています。

◎口座振替の促進

国保税の納め忘れを防ぐため口座振替を促進しています。申し込み方法など詳しくは、保険年金課に問い合わせください。

トピック

◎第三者行為求償とは

交通事故や傷害事件など、第三者(他人)の行為による傷病で診療を受ける場合、国保で治療などを一時的に立て替え、後日、加害者に治療費用を請求する制度です。

第三者行為による交通事故などで保険証を使用して治療を受けるときは、市へ「第三者行為による被害届」を提出ください。届出がないと、加害者へ請求できず、国保が負担することになり、加入者全体の医療費負担の増加につながります。